

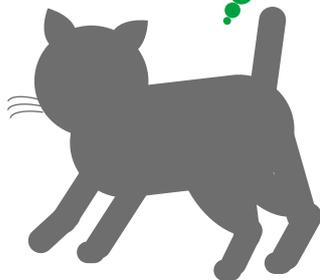


飼い主のいない猫対策

本村には、飼い主のいない猫や外飼いの猫に対する苦情・相談がたくさん寄せられています。

ゴミが荒らされた

庭や駐車場にフンやオシッコをされて困る



鳴き声がうるさくて眠れない

軒下で子猫が生まれてしまった

近所で猫が増えてしまった

飼い主のいない猫にエサを与えている方へ

痩せてお腹を空かせた猫をかわいそうに思い、エサを与えたくなる気持ちは分かります。しかし、エサを与え続けることで、猫が住みつき、繁殖するようになります。猫の数が増えると、猫を迷惑に思う人も増えることとなります。

猫を嫌われ者にしないためにも、エサを与える以上は、避妊去勢手術、トイレの設置や清掃、食べ残したエサの片付けなど、猫の管理をきちんと行いましょう。

猫を飼っている方へ

もともと、飼い主のいない猫は、飼い猫が捨てられ、増えたりしたものです。これ以上、飼い主のいない猫を増やさないためには、まず、飼い主が責任を持って猫を飼うことが大切です。

①猫は屋内で飼いましょう

猫に必要な環境は、広い面積ではなく、高さです。思いっきり上り下りできる遊び場と、狭くて落ち着く場所があれば、室内飼育であってもストレスなく過ごせます。

屋外飼育は猫にとって危険だらけ <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故（非常に多いです） ・ケンカによる大けが ・悪い病気をうつされる 等 	屋外飼育はご近所トラブルの元 <ul style="list-style-type: none"> ・他人の庭でフン ・他人の庭を荒らす 等
--	---

②避妊等手術をしましょう

繁殖を望まない場合は、メスには避妊手術、オスには去勢手術を必ず実施しましょう。

猫は1年に1～3回出産し、あっという間に増えてしまいます。

また、避妊去勢手術をすることによって、生殖器の腫瘍などの病気が予防できるほか、発情期の鳴き声、ケンカ、オシッコのにおいが緩和されます。

<補助金>

本村では、飼い猫の避妊等手術に対して補助金を交付しています。

対象：飼い猫 補助金額 避妊（メス）：2,500円 去勢（オス）：2,000円

③迷子札を付けましょう

迷子になった時や、交通事故に遭った時の身元確認に役立ちます。

●問合せ先 すこやかセンター内保健環境課

会計年度任用職員募集

■ 一般行政職補助員

● **業務内容** 文書收受、電話・窓口業務、その他一般的な行政事務の補助業務

● 申込資格(共通事項以外)

簡単なパソコン操作(ワード・エクセル)ができる方

● 勤務日数・時間

週5日(土曜・日曜・祝日および年末年始は休み)午前9時～午後5時(休憩1時間含む)

※勤務日および勤務時間は変更となる場合があります

● 報酬

190,999円～226,312円/月の間で、経験等を考慮して決定します

● 勤務場所

● 採用予定人数

役場・中央公民館
(飛鳥村会計年度任用職員登録制度参照)

● 申込資格

地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない方

● 任用期間

6月1日(月)～令和9年3月31日(水)(予定)

● 報酬等

・勤務時間によっては期末手当等が支給されます。
・所定の基準に従い、通勤費相当額が支給されます。
・報酬等は改定される場合があります。

● 申込方法

写真を貼った履歴書を郵送または役場開庁日にお持ちください
役場開庁時間：午前8時30分～午後5時15分
(土曜・日曜・祝日は休み)

● 申込期限

4月23日(木)

● 面接日

申込みをされた方に順次ご案内します

● 申し込み・問合せ先

総務部総務課

● 会計年度任用職員登録制度について

採用に至らなかった方のうち、採用相当と見込まれる方については、飛鳥村会計年度任用職員登録者名簿に登録され、今後本村で会計年度任用職員が必要となった際に、採用の案内をします。

令和8年4月から新築住宅取得費補助金が創設されます

本村への定住促進や液状化による被害の軽減を目的として、新築住宅を取得する契約(建築・売買)の初期費用の一部を補助します。なお、この新しい補助金は、住宅地の液状化対策として令和7年度まで実施した地盤改良費補助金を包含した制度です。

● 補助限度額

50万円

● 補助対象

令和8年4月1日(水)以降に、新築住宅の取得に伴う登記をする方が対象です。なお、本補助金は令和13年3月31日(月)までに登記をする方を対象として実施する予定です。

詳しくは、開発部建設課までお問い合わせください。

※補助金申請は登記をした年度内に行っていただく必要があります。ただし、1月から3月までに登記をした場合は、登記した日から3カ月以内に申請してください。

● 問合せ先 開発部建設課



献血にご協力ください

病気やけがなどで輸血を必要としている患者さんの尊い生命を救うため、献血のご協力をお願いします。

●日 時

4月12日(日)

(受付時間 午後2時～3時)

※雨天時は、受付時間を拡大しての実施となります。

(受付時間 午前9時～正午、午後1時30分～3時)

●場 所

すこやかセンター

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課



佐織特別支援学校 小学部見学会

令和8年度に、新1年生になるお子さまで、佐織特別支援学校小学部入学希望者の保護者を対象に見学会が行われます。ご希望の方は、教育委員会教育課までご連絡ください。

●日 時

5月14日(木)

午前9時50分～11時30分

●場 所

佐織特別支援学校

●対 象

新就学児(佐織特別支援学校小学部入学希望者)の保護者

●申込方法・申込期限

参加を希望される場合は、4月30日(木)までに、教育委員会教育課に事前にご相談ください。

●問合せ先

中央公民館内教育課

防災協定の締結

本村は、1月29日(木)にNPO法人コメリ災害対策センターと

「災害時における物資供給に関する協定」を締結しました。

この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合に物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給することを目的としています。

●物資の例

長靴、マスク、生活用水用ポリタンク、大型石油ストーブ、カセットコンロ等

●問合せ先

総務部総務課

お詫びと訂正

広報3月号に差し込みました「令和8年度すこやかカレンダー」において、お名前に誤りがありました。謹んでお詫びし、次の通り訂正いたします。

●訂正箇所

6月ページ「家庭の日」ポスターの氏名

【誤】串田丈太

【正】串田丈汰

●問合せ先

すこやかセンター内保健環境課

飛島村防災アプリ

本村からの防災情報をお伝えするために、防災アプリをリリースしています。防災情報や指定避難所・避難所までのルート確認等ができます。また、道路破損など発見した場合、役場に直接報告できる住民レポート機能があります。

App StoreまたはGoogle Playからダウンロードできますので、日頃の防災への備えとして、ぜひダウンロードしてください。(アプリは無料で利用できますが、通信料は利用者の負担になります)

●問合せ先 総務部総務課

iPhoneの方



Apple および Apple ロゴは米国その他の国で登録された Apple Inc. の商標です。App Store は Apple Inc. のサービスマークです。



Androidの方



Google Play および Google Play ロゴは、Google LLC の商標です。



防犯対策補助金

本村では、安全に暮らせるまちづくりの推進を図るため、防犯対策に要した経費の一部を補助しています。

- 対象となる物** 防犯ガラスまたは防犯フィルム、防犯機能付き電話、自家用車両の盗難防止装置 など
- 対象とならない物** 防犯対策以外の目的を有する物(犬、玉砂利、門扉等)や護身用具(防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等) など
- 対象者** 村内に住所を有する方(住民基本台帳に記録または外国人登録原票に登録されている方)や村内に住所を有する企業
- 補助率等** 購入金額および設置費用の2分の1の額、または20,000円のいずれか低い額
- 補助額** 全世帯に偏りなく補助を行えるように、1世帯当たりの補助額を単年度の上限額と併せて、累計での上限額(20,000円)を定めています。
- 必要書類** ①補助金申請書一式 ②領収書の原本
③製品保証書の写し(保証書のないものについては不要です)
④振込先となる通帳の写し ⑤施工後の写真
※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

【令和6年度以前に申請された方へ】

令和6年度までに追加の補助額が累計で上限額の20,000円に達した方は、補助金の申請ができなかったですが、令和6年度末をもって累計額のリセットをしました。

令和7年4月1日以降に購入された商品から改めて申請可能となりますので、ご家庭や事務所などで防犯対策強化のため、補助金の活用をぜひご検討ください。

感震ブレーカー設置費補助金

本村では、安心な村づくりの推進を図るため、感震ブレーカーの設置に要した経費の一部を補助します。(令和8年度から令和12年度までに限る)。

- 対象となる物** 一定以上の揺れを感知して自動的に通電を遮断する機具であって、感震ブレーカー等の性能評定ガイドライン(内閣府)に定める性能評価に基づく一般社団法人日本配線システム工業会または一般社団法人日本消防設備安全センターの認証があるもの。(コンセントタイプを除く)
- 対象者** 村内に住所を有する方または村内に住所を有する企業
- 補助率等** 村内のご自身の住宅または事業所に感震ブレーカーを設置したとき、購入金額および設置費用の2分の1の額、または20,000円のいずれか低い額
- 補助額** 全世帯・企業に偏りなく補助を行えるように、1世帯・企業当たりの補助額を単年度の上限額と併せて、累計での上限額(20,000円)を定めています。
- 必要書類** ①補助金申請書一式
②設置した機具が、一般社団法人日本配線システム工業会または一般社団法人日本消防設備安全センターの性能評価に係る認証を有することが分かるカタログ等の書類
③領収書の原本 ④製品保証書の写し(保証書のないものについては不要です)
⑤振込先となる通帳の写し ⑥施工後の写真
※購入年度内に必要書類の提出をお願いします。

●**問合せ先** 総務部総務課



高齢者・心身障害者(児)等福祉タクシー 料金助成の申請受付が始まります

対象者

高齢者等福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・ **満65歳以上の全ての方**
- ・ 40～64歳で介護保険の要介護または要支援認定を受けた方

心身障害者(児)福祉タクシー

在住の方で次のいずれかに該当する方

※ただし、施設入所者は除く

- ・ 身体障害者手帳所持者で1級～3級に該当する障がい者を有する方
- ・ 療育手帳所持者でAまたはBの判定を受けた方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

助成内容

●利用券交付枚数

年間36枚 ※乗車1回につき1枚使用可

《注意》

要件に複数該当していた場合でも、交付枚数は1人あたり年間36枚です。

●助成金額

上限1,500円+迎車回送料金200円

※リフト付タクシー(大型車)の場合

リフト付タクシー大型車初乗運賃相当額+迎車回送料金200円

申請方法等

●申請受付開始日 4月1日(水)から

●持ち物

本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)

介護保険被保険者証 ※介護保険で要介護または要支援認定を受けた方

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ※お持ちの方

※同一世帯以外の方が申請する場合は、お問合せください。

●申請窓口および問合せ先 すこやかセンター内福祉課

もの忘れ相談

「最近もの忘れが気になってきた」「家族が認知症かも?」とお悩みの方へ

敬老センターでは、認知症地域支援推進員等による、もの忘れ相談を実施しています。病院に行くのは気が引ける、家族のことを気軽に相談したいなどお悩みの方に、無料の相談(予約制)を行っています。

●日時

毎月第2木曜日

午前9時～11時30分

※相談日にご都合が悪ければご相談ください

●場所

敬老センター

●対象

もの忘れや認知症のことでお悩み・お困りの方およびそのご家族等

●申込方法

敬老センター窓口または電話

●問合せ先

敬老センター

愛知県後期高齢者医療制度

協定保養所利用助成のご案内

被保険者の皆さまの健康保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します(4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの1年間で、全保養所合わせて最大4泊まで利用できます)。

場 所	協定保養所名	電話番号
豊田市	豊田市百年草	0565-62-0100
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	0562-82-0211
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村セントラル・ロッジ	0264-48-2111
蒲郡市	サンヒルズ三河湾	0533-68-4696
江南市	すいとびあ江南	0587-53-5555(予約専用)

●ご利用方法

ご予約時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で以下の①または②のいずれかと希望者に渡される利用カードを提示し、利用カードに押印を受けてください。精算時に利用料金に対し1,000円を助成します。

- ①資格確認書
- ②マイナンバーカード+マイナポータルの健康保険証情報画面の提示(または、資格情報のお知らせ)

●問合せ先

愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎052-955-1205

※各保養所の開館状況の確認や宿泊予約につきましては、直接各保養所にご連絡ください。



愛知県後期高齢者医療
広域連合ホームページ

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の手当額

4月1日(水)から手当額が次のとおり改定されます。

		(旧) 令和7年度(月額)	(新) 令和8年度(月額)
母子・父子家庭 などへの手当	児童扶養手当 子1人、全部支給 子1人、一部支給	46,690円 46,680円～11,010円	48,050円 48,040円～11,340円
	第2子以降加算額 全部支給 一部支給	11,030円 11,020円～5,520円	11,350円 11,340円～5,680円
障がいのある方 などへの手当	特別児童扶養手当 1級 2級	56,800円 37,830円	58,450円 38,930円
	特別障害者手当	29,590円	30,450円
	障害児福祉手当	16,100円	16,560円

●問合せ先 民生部住民課